

下松市・記者発表（配布）資料

令和7年7月1日

部 課 名	課 長 名	担 当 者	連絡先（直通）
生活環境部 生活安全課	松本 奈緒美	山本 晋一郎	45-1828
1 件 名	令和7年夏の交通安全県民運動について		
2 目 的	夏季は、暑さによる注意力の減退、夏休みに入ってからの子どもたちの解放感に加え、家族や若者のレジャーの活発化、県内外や国外からの観光客の増加等により、交通事故の多発が懸念される。 この運動は、市民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止を図ることを目的とする。		
3 日 時	令和7年7月11日（金）～7月20日（日）		
4 場 所	市内各所		
5 内 容	別添のとおり		
6 そ の 他	天候により、行事を中止又は変更する場合があります。		

令和7年 夏の交通安全県民運動実施計画



交通安全

シンボルマーク

期間: 7月11日(金)から7月20日(日)まで

No	行事名	日時 (期間) 実施場所	主催者等	内容	人数
1	のぼり旗・横断幕の設置	7/11~7/20 市役所・警察署・市内の主要幹線道路及び歩道橋等	下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会 下松安全運転管理者協議会	運動期間中、のぼり旗・横断幕を設置し、広く市民に運動を周知啓発し、交通安全を呼びかける。	-
2	交通安全街頭立哨	7/11・14・15・16・17・18 7時30分~8時 市内一円	下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会 下松安全運転管理者協議会	運動期間中、市内主要交差点で立哨を実施し、道路利用者に対して交通ルール・マナーの遵守や交通安全を呼びかける。	-
3	市内広報活動	7/11・14・15・16・17・18 7時~8時 / 15時~16時 市内一円	下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会	運動期間中、通勤・通学時の時間帯を中心に広報車による広報を実施し、交通安全を呼びかける。	-
4	交通事故防止啓発パネル展示	7/11~7/18 花岡公民館ロビー	下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会	市内などで発生した交通事故写真を展示し、事故は身近に起き得ることや発生時の悲惨さを周知することで、市民の交通安全意識向上を促し、事故防止を図る。	-
5	ファミリーサポートセンター交通安全講習	7月11日(金) 10時00分~11時00分 下松市役所503会議室	下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会 ファミリーサポートセンター	会員や市民を対象に交通安全に関する講話や実技指導を実施し、交通安全の知識習得や意識向上を促すことで、事故防止を図る。	20
6	母親交通安全セミナー	7月14日(月) 14時30分~15時30分 ほしらんどくだまつ交流室 (5A・5B)	下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会 下松市児童福祉施設交通安全協議会	市内の幼稚園・保育園の保護者や担当職員などを対象に交通安全研修を開催し、幼児の交通事故防止を図る。	60

令和7年 夏の交通安全県民運動実施計画



交通安全

シンボルマーク

期間: 7月11日(金)から7月20日(日)まで

7月中行事予定（夏の運動期間以外）

No.	行事名	日時（期間） 実施場所	主催者等	内容	人数
1	保育園交通安全教室	7月9日(水) 10時00分～11時00分 潮音保育園	下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会 潮音保育園	園児へ交通安全講話 や実技指導を交えた教 室を開催し、交通ルー ルを守ることや意識関 心の向上を促すこと で、事故防止を図る。	50
2	小学生の親子で学ぶ安 全安心講座	7月27日(日) 10時00分～14時30分 ほしらんどくだまつ 交流室6 「くだまつ親子の日 フェスタ2025」	下松市教育委員会 下松市・下松市安全会議 下松警察署 下松交通安全協会 下松市消費生活センター	小学生の親子を対象に 交通安全啓発と、消費 生活パネル展を行う。 交通ルール、自転車点 検、反射材の効果など 身近な交通安全の知識 習得をすることで、事 故防止を図る。	300

令和7年 夏の交通安全県民運動実施計画



交通安全

シンボルマーク

期間: 7月11日(金)から7月20日(日)まで

山口県の実施要綱

■運動の目的

夏季は、暑さによる注意力の減退、夏休みに入ってからの子どもの解放感に加え、家族や若者のレジャーの活発化、県内外や国外からの観光客の増加等から、交通事故の多発が懸念されます。

この運動は、県民一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故の防止を図るものです。



■県下の統一行動日

- 7月11日(金)「歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進」を呼びかける日
- 7月14日(月)「子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践」を呼びかける日
- 7月16日(水)「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底」を呼びかける日
- 7月18日(金)「高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進」を呼びかける日

■交通安全スローガン

『住みよい山口 いつも心に 交通安全』

令和7年 住みよい山口 いつも心に 交通安全



交通安全シンボルマーク

夏の交通安全県民運動

実施期間 令和7年7月11日(金)～20日(日) 10日間

運動の重点

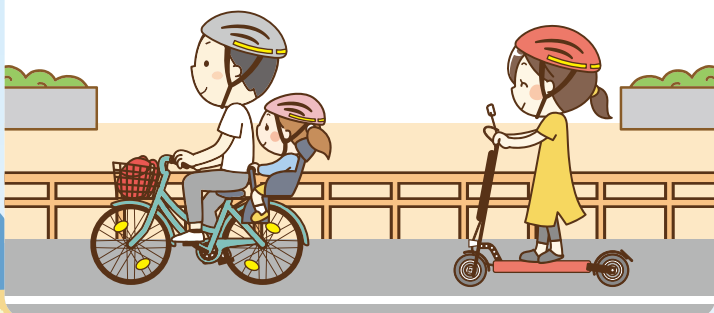
歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進



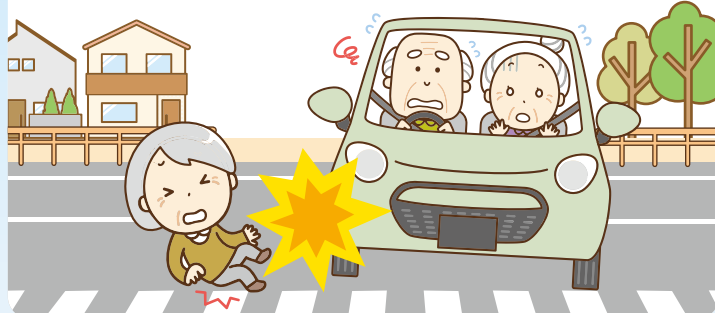
こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践



自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底



高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進



県下統一行動日

- 7月11日(金)「歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進」を呼びかける日
- 7月14日(月)「こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践」を呼びかける日
- 7月16日(水)「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底」を呼びかける日
- 7月18日(金)「高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進」を呼びかける日

主催：交通安全山口県対策協議会

問合せ先 事務局 環境生活部県民生活課 TEL 083-933-2619

夏 無事故・無違反で を 過ごそう!



横断歩道は歩行者優先

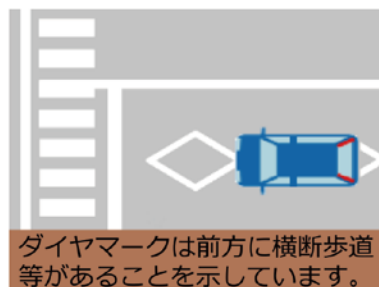
横断歩道手前で減速!

横断しようとする歩行者がいないことが明らかな場合を除いて、横断歩道に接近する際は、減速しなければなりません。

歩行者がいたら一時停止!

横断しようとする歩行者がいる場合は、必ず横断歩道の手前で停止し、歩行者の横断を妨げないようにしなければなりません。

歩行者の方は、手を上げるなど横断する意思をドライバーにアピールしましょう。



「横断歩道ハンドサイン運動」実施中!

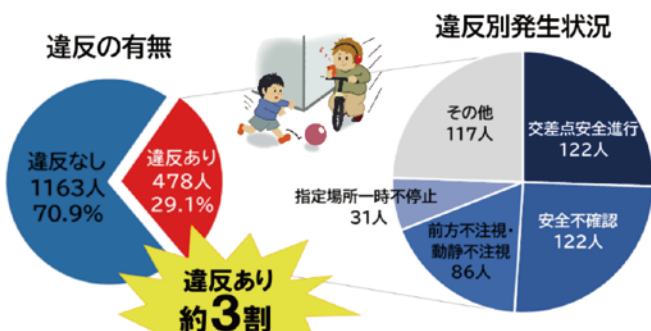


自転車の交通ルール 守っていますか?



自転車が関係する交通事故の約3割に、自転車側の交通違反があります。自転車利用時は交通ルールを守り、安全運転をお願いします。

自転車の交通事故 違反別死傷者数 (R2~R6)【県内】



自転車利用者が
危険行為を繰り返すと...
3年以内に2回以上

自転車運転者講習

を受けることになります。

講習の対象となる危険行為
飲酒運転、ながらスマホ
等16行為

～ 講習制度のながれ ～

危険行為
を反復

受講命令

講習の
受講

○ 3時間
○ 6,150円

■ 受講命令違反...5万円以下の罰金

交通安全に努め、交通事故を起こさず、交通事故に巻き込まれず、
楽しい夏の思い出をたくさん作りましょう!

山口県警察



令和7年

夏の交通安全県民運動 実施要綱

実施期間 7月11日(金)～20日(日)



交通安全シンボルマーク

運動の目的

夏季は、暑さによる注意力の減退、夏休みに入ってからの子どもの解放感に加え、家族や若者のレジャーの活発化、県内外や国外からの観光客の増加等から、交通事故の多発が懸念されます。

この運動は、県民一人一人に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故の防止を図るものです。

運動の重点及び県下の統一行動日

重 点	統一行動日
「歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進」を呼びかける日	7月11日(金)
「子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践」を呼びかける日	7月14日(月)
「自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底」を呼びかける日	7月16日(水)
「高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進」を呼びかける日	7月18日(金)

運動の進め方

- 運動の実施機関・団体は相互に連携を図り、地域と組織の実情に応じた具体的な実施計画を作成し、家庭、学校、職場及び地域が一体となった活動を推進する。
- この運動が県民総参加の運動となるように、新聞、テレビ、ラジオ等を始め、各種広報媒体を活用し、効果的な普及啓発活動を展開する。

山口県交通安全スローガン

住みよい山口 いつも心に 交通安全

主催:交通安全山口県対策協議会

実施事項

区 分	運 転 者	地域・家庭	学校・職場
こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践	●こどもを始めとする歩行者の特性の理解 ●歩行者の側方を通過する場合の安全間隔保持や減速などに配慮した運転の徹底 ●横断歩行者とドライバーがお互いの意思疎通を図る横断歩道ハンドサイン運動の推進	●こどもの保護者に対する交通安全啓発・教育の推進 ●体験型講習会等の開催と参加勧奨 ●反射材用品、LED ライト、白っぽい色の服装の視認効果の周知や自発的な着用	●学校行事等を通じての交通ルールやマナーの指導と思いやりの心の醸成 ●通学路等の点検と危険箇所での安全指導 ●横断歩行者とドライバーがお互いの意思疎通を図る横断歩道ハンドサイン運動の推進
歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進	●横断歩道では歩行者優先が運転者の義務であることの再認識 ●交差点等における一時停止、安全確認の徹底 ●ハイビームとロービームのこまめな切り替えの励行 ●運転中の「スマートフォン」等の使用禁止 ●妨害運転の禁止とドライブレコーダーの利用 ●二日酔い運転の禁止 ●同乗者へのシートベルト等の着用指導 ●こどもの体格に合ったチャイルドシートの正しい使用	●「思いやり」と「ゆずり合い」の心を持った運転の推進 ●妨害運転（あおり運転）等を絶対に許さない環境づくりの促進 ●飲酒の機会における適切な交通手段の選択 ●「飲んだら乗らない乗るなら飲まない飲ませない」の徹底 ●飲食店における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の推進 ●こどもの体格に合ったチャイルドシートの正しい使用	●横断歩行者は手上げ横断の合図を行うなど、横断意思を示す行動の実践 ●飲酒運転・妨害運転（あおり運転）等を絶対に許さない職場づくりの促進 ●ハンドルキーパー運動の推進 ●朝礼、社内放送等による広報啓発活動の実施 ●妨害運転（あおり運転）等の危険性の周知 ●ドライブレコーダーの利用促進 ●運転中の「スマートフォン」等の使用の危険性の周知
自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底	●ヘルメット着用の徹底 ●交通ルールやマナーの正しい理解と実践 ●交差点等における一時停止、安全確認の徹底 ●自転車安全利用五則の実践 ●自転車損害賠償責任保険等への加入	●ヘルメットの被害軽減効果に関する理解促進と着用の徹底 ●自転車安全利用五則の周知 ●自転車損害賠償責任保険等への加入促進 ●歩行者側方通過時の安全な間隔の保持又は徐行の実践	●ヘルメットの被害軽減効果に関する理解促進と着用の徹底 ●交通ルールやマナーの指導の徹底 ●自転車安全利用五則の周知 ●自転車損害賠償責任保険等への加入促進 ●歩行者側方通過時の安全な間隔の保持又は徐行の実践
高齢者を交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取組の推進（県重点）	●「思いやり」と「ゆずり合い」の心を持った運転の推進 ●高齢者の特性の理解 ●サポカーの利用促進	●「運転卒業証」制度の周知 ●家庭での免許証の自主返納等の話し合い ●高齢ドライバー対象の講習会等への参加勧奨	●各種会議・講習会等を通じた広報啓発活動の推進 ●高齢歩行者に対する「声かけ」の励行 ●交通安全学習館の利用促進

機関・団体

- 統一行動日を中心として、街頭キャンペーン、主要交差点等での街頭指導及び啓発活動の展開
- 傘下の事業所等における薄暮時一斉早め点灯及びライト切替え（ハイビーム活用）の実践
- 広報車による街頭広報や社内・庁内放送による広報の徹底
- 県・市町広報紙、各機関・団体の機関紙、ポスター、チラシ等による広報・啓発活動の実施
- 道路管理者等が管理する道路交通情報提供装置の活用による広報の実施
- 交通安全学習館での体験学習の奨励